



ハワイ州憲法条例改正案の通知

第25回州議会の2010年度通常会期にて、ハワイ州憲法の第十七条第三項に基づき、二つの州憲法改正案が採用された。

H. B. No. 2376, H. D. 3, S. D. 2, C. D. 1

法律案

教育委員会に関するハワイ州憲法改正を提案する。

ハワイ州議会により制定する。

第一項

ハワイ州憲法第十条第二項を次のように改正する。

「教育委員会

第二項

教育委員会の制定。[教育委員会は、法律により定められた無党派の選挙において正当な資格を有する投票者により、二つの学校区から選任された委員で構成される。一つの学校区はオアフ島と以下に列挙されていない島を含む。もう一つの学校区はハワイ島、マウイ島、ラナイ島、モロカイ島、カホオラヴェ島、カウアイ島、そしてニイハウ島を含む。各学校区は、法律により定められた通りに、更に小さい学域区に分けられる。教育委員会は各学域区当り最低一人の在住者を委員として含まねばならない。ハワイ州生徒会は投票権のない委員として公立高等学校の学生を一人選出する。] 教育委員会の委員は、法律に基づき、州知事の推薦を受け、上院の勧告及び承諾の下、州知事に任命されるものとする。

第二項

ハワイ州憲法第十八条に以下の新しい条項を追加する。

「教育委員会の移行期間

第 項

選挙による教育委員会から任命による教育委員会へ移行する期間は、法律により定められる。

第三項

投票用紙に印刷される質問は以下のようにする。

「教育委員会の委員の選出方法を、法律に基づき、上院の勧告及び承諾の下で、州知事による任命制に変えるべきか？」

第四項

廃止される州憲法の内容はカッコで囲み、取り消し線が引かれている。新しい州憲法案の内容は下線が引かれている。

第五項

本改正案は、ハワイ州憲法第十七条第三項を順守した上で発行する。

S. B. No. 2807, S. D. 2, H. D. 2, C. D. 1

法律案

税金払戻し義務を改正するために、ハワイ州憲法第七條第六項の改正を提案する。

ハワイ州議会により制定する。

第一項

本法律案は、ハワイ州憲法第七條第六項を改正することにより、過剰歳入を州の納税者へ払い戻す、又は税金控除の形で返金するという義務を改正し、法律の下で許される範囲で、過剰歳入を別の基金に移し、緊急事態、経済沈滞、または予期されなかった歳入低下の時に一時的な財源として州議会が州のために利用することができるようにすることを目的とする。

第二項

ハワイ州憲法第七條第六項を次のように改正する。

「過剰歳入の処分

第六項

州の一般基金の残高が二年連続で財務年度の終わりに、各年度5%以上の割合で一般歳入を上回った場合、議会は、法律に従い、翌年の通常会期にて州の納税者への税金払戻し、税金控除、または法律の下で許される範囲で、一つ以上の基金に預け、緊急事態、経済沈滞、または予期されなかった歳入低下の時に一時的に州の補足的な財源として利用するものとする。

第三項

投票用紙に印刷される質問は以下のようにする。

「州の一般基金の残高が、二年連続で財務年度の終わりに、各年度5%以上の割合で一般歳入を上回った場合、州の納税者へ税金払戻し、または税金控除する他、法律の下で許される範囲で、一つ以上の基金に預け、緊急事態、経済沈滞、または予期されなかった歳入低下の時に一時的に州の補足的な財源として利用するという選択肢を議会に与えるべきか？」

第四項

新しい州憲法案の内容は下線が引かれている。

第五項

本改正案は、ハワイ州憲法第十七条第三項を順守した上で発行する。

パトリシア・マウ・シミズ

下院書記官

キャロル・タニグチ

上院書記官

(10/10, 10/17, 10/24, 10/31)